

事業者の皆様へお知らせ

一般廃棄物（ごみ）処理手数料の改定について

沖縄市・宜野湾市・北谷町で構成される倉浜衛生施設組合では市町内の事業所から排出された一般廃棄物を受け入れる際、一般廃棄物処理手数料をいただいております。今回、受益者負担の適正化を図るため、一般廃棄物処理手数料を次のとおり改定を致しますので、ご理解・ご協力をお願い致します。

現 行

平成29年 3月まで
40円 / 10kg

改定後

平成29年 4月から
60円 / 10kg

- * 今回の一般廃棄物処理手数料の改定は可燃ごみ及び不燃ごみのみです。
- * 資源ごみ（缶、びん類等）に関しては、これまでどおり無料です。
- * 事業所から排出された一般廃棄物を許可を受けた収集運搬業者へ委託している場合には、上記の処理手数料が含まれています。

現在、倉浜衛生施設組合における、ごみの焼却経費は10kgあたり279円となっております。廃棄物の処分費は事業活動に伴う必要経費であることから、本来、ごみ焼却経費に相当する手数料を徴収することが基本であると考えておりますが、一挙にごみ焼却経費に近づけることは、事業者の皆様への影響が大きいため、定期的な見直しをすることとし、今回は上記のとおり処理手数料の改定を致します。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条の趣旨をご理解いただき、更なるごみの減量化、資源化を推進していただきますようお願い致します。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)

- 第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 (省略)
- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関する国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

お問い合わせ先：倉浜衛生施設組合 業務第一課

電話 098-921-0883